

# 第4次あいプラン

綾部市男女共同参画計画・綾部市女性活躍推進計画・綾部市配偶者暴力防止基本計画

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の趣旨

男女が社会の対等なパートナーとして、性別にかかわらず、多様な活動が選択できる社会の実現を目指し、綾部市の男女共同参画の推進に関する施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に取組を推進するため、「第4次あいプラン」を策定する。

### 2. 計画策定の背景

#### ■世界の（国連）動き

平成 27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」の 17 の目標の 5 番目に「ジェンダー平等の実現」が設定。

#### ■国の動き

平成 22(2010)年度には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定。

平成 27(2015)年に「女性活躍推進法」が成立。

平成 30(2018)年に「候補者男女均等法」が公布・施行。

#### ■京都府の動き

平成 23(2011)年に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定。

平成 31(2019)年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」が策定。

#### ■綾部市の取組

平成 23(2011)年 4 月に、「綾部市女性センター」を「綾部市男女共同参画センター」に名称変更。

### 3. 計画の位置付け

■綾部市男女共同参画条例第9条に基づく計画であり、男女共同参画社会基本法に規定される本市の男女共同参画基本計画

■「綾部市男女共同参画計画－第3次あいプラン」を継承し、男女を取り巻く社会環境の変化等新たな課題に対応した計画として策定したものであり、「第4次あいプラン－綾部市男女共同参画計画」とする。

■「第6次綾部市総合計画」の部門別計画で、国や京都府の男女共同参画計画を踏まえた計画。

■「DV防止法」に基づく「綾部市配偶者暴力防止基本計画」並びに「女性活躍推進法」に基づく「綾部市女性活躍推進計画」を包含する。

#### ■計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。

社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理し、必要に応じ計画の見直しを行う。

### 4. 10年後に目指すビジョン

「あいであつなげるあやべの新しい時代へ共に歩もう」

### 5. 計画の基本理念

綾部市男女共同参画条例第3条に定める「基本理念」を本計画の基本理念とする。

### 6. 計画の体系

(右ページ)

## 第2章 計画の内容

基本目標に基づき、現状と課題、重点目標、施策の方向、施策の内容を定めている。

基本目標	3
重点目標	1 2
施策の方向	2 3
施策の内容	5 2

## 第3章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市、市民、事業者、各種団体が協働し総合的かつ計画的に推進することが重要であり、綾部市男女共同参画推進会議を中心として、庁内関係部署との連携強化を図り、男女共同参画の視点に立ち、分野横断的に取り組む。